

やさしい日本語版
にほんごばん

みきしせいかつがいどぶっく
三木市生活ガイドブック



みきし
三木市

みきし 三木市へようこそ

にほん にほんじん がいこくじん あんしん せいかつ にほん るー しゅうかん
日本で日本人と外国人が安心して生活するためには、日本のルールや習慣などを
し
知っておくことが大事です。

「みきしせいかつが いどぶっく」は、ざいりゅうかーどをうけとって、これからみきし
せいかつ がいこくじん む つく
生活をはじめ外国人のみなさまに向けて作りました。

みなさまが、あんしん せいかつ おく にほん るー しゅうかん みきし
にちじょうせいかつ じょうほう
での日常生活の情報をまとめたものです。

せいかつ なか こま
生活の中で、わからないことや困ったことがあったら、この本を使ってください。
せいど なまえ しよるい なまえ とく し ことば
制度の名前や書類の名前、特に知ってほしい言葉は、そのまま書いています。その
ほか
他は「やさしいにほんご」で書いています。

このガイドブックが、あなたのみきし せいかつ たす
生活の助けになることを期待していま
す。

は、せいど そしき しよるい なまえ
制度、組織、書類の名前です。 は、おぼ
覚えてほしいにほんご
日本語です。



このガイドブックは、しゅつにゆうこくざいりゅうかんりちやう つく せいかつ しごとが いどぶっく
にほんごばん さんこう さくせい
(やさしい日本語版)を参考に作成しました。

このガイドブックのせいかつ じょうほう (URLやQRコードなど)は、ねん がつまつげんざい
2023年1月末現在のものです。

もくじ

第1章	困ったときは相談しよう 外国人住民相談窓口	・・・ P1
1	外国人住民相談窓口	・・・ P1
第2章	国際交流・多文化共生ってなに？	・・・ P2
1	多文化共生	・・・ P2
2	国際交流協会の事業	・・・ P2
3	資料・情報コーナー	・・・ P2
第3章	市役所での手続き・マイナンバー制度	・・・ P3
1	市役所での手続き	・・・ P3
1-1	住所の届出	・・・ P3
1-2	婚姻届	・・・ P4
1-3	死亡届	・・・ P4
1-4	印鑑登録	・・・ P5
2	マイナンバー制度	・・・ P5
2-1	マイナンバー（個人番号）	・・・ P5
2-2	「マイナンバーカード」	・・・ P6
第4章	住む家を探す	・・・ P7
1	日本の住宅について	・・・ P7
2	家を探すときによく聞くことば	・・・ P8
3	電気・ガス・水道	・・・ P8
3-1	電気	・・・ P8
3-2	ガス	・・・ P9
3-3	水道	・・・ P9
第5章	税金（国や市などに払うお金）	・・・ P10
1	所得税（国に払う税金）	・・・ P10
2	住民税（県や市などに払う税金）	・・・ P11
3	消費税	・・・ P12
4	車を持っている人が払う税金	・・・ P12
4-1	自動車税／軽自動車税	・・・ P12
4-2	自動車重量税	・・・ P12
5	固定資産税	・・・ P12

だい しょう 第6章	いりょう 医療	・・・	P 13
1	びょういん くり に つ く 病院・クリニック	・・・	P 13
1-1	じゅしんかもく びょうき ないよう 受診科目 (病気やけがの内容)	・・・	P 13
1-2	びょうき 病気になってしまったら	・・・	P 13
2	いりょうほけん 医療保険	・・・	P 14
2-1	かいしゃ けんこうほけん 会社などの健康保険	・・・	P 14
2-2	こくみんけんこうほけん 国民健康保険	・・・	P 14
2-3	こうきこうれいしやいりょうせいど 後期高齢者医療制度	・・・	P 15
だい しょう 第7章	ねんきん ふくし 年金・福祉	・・・	P 16
1	ねんきん とし かね 年金 (年をとったときなどにもらうお金)	・・・	P 16
1-1	こくみんねんきん 国民年金	・・・	P 17
1-2	こうせいねんきんほけん 厚生年金保険	・・・	P 18
1-3	だつたいいちじきん くに かね 脱退一時金(国に帰るときにもらうことができるお金)	・・・	P 18
2	かいごほけん とし かね ひつよう 介護保険 (年をとって介護が必要になったときの制度)	・・・	P 18
3	じどうふくし こ かね 児童福祉 (子どものためのお金)	・・・	P 19
3-1	じどうてあて 児童手当	・・・	P 19
3-2	じどうふようてあて 児童扶養手当	・・・	P 19
3-3	とくべつじどうふようてあて 特別児童扶養手当	・・・	P 20
3-4	しょうがいじふくしてあて 障害児福祉手当	・・・	P 20
4	しょうがいふくし しょう おとな こ きーびす 障害福祉 (障がいのある大人や子どものためのサービス)	・・・	P 20
4-1	てちょう 手帳	・・・	P 20
4-2	てちょう なまえ もらう手帳の名前	・・・	P 20
4-3	しょう しゃ しょう じ きょうせい きーびす 障がい者・障がい児への行政サービス	・・・	P 20
4-4	とくべつしょうがいしやてあて 特別障害者手当	・・・	P 21
5	せいかつ ほ ご せいかつ かね た 生活保護 (生活のお金が足りないとき)	・・・	P 21
5-1	せいかつ ほ ご ひと 生活保護をうけることができる人	・・・	P 21
5-2	どんなお かね 金もらえるの	・・・	P 21
6	せいかつ こんきゆうしやじりつしえんせいど せいかつ こま そうだん 生活困窮者自立支援制度 (生活に困ったとき相談)	・・・	P 21



第8章	こ どもを う んで そだ てる	・・・	P 22
1	にんしん 妊娠したとき	・・・	P 22
1-1	ほしけんこうてちよう 母子健康手帳をもらう	・・・	P 22
1-2	にんぶげんしん にんぶげんこうしんさ 妊婦健診 (妊婦健康診査)	・・・	P 22
1-3	にんぶし かけんしん にんぶしかけんこうしんさ 妊婦歯科健診 (妊婦歯科健康診査)	・・・	P 22
1-4	そうだん 相談	・・・	P 22
1-5	ほけんし じよさんし ほうもん 保健師・助産師などの訪問	・・・	P 23
2	あか 赤ちゃんが生まれたとき	・・・	P 23
2-1	しゅつしょうとどけ 出生届	・・・	P 23
2-2	う あか ざいりゅうかーど 生まれた赤ちゃんの在留カードをもらう	・・・	P 23
2-3	ほけん で かね 保険から出るお金	・・・	P 24
2-4	さんぶげんこうしんさ 産婦健康診査	・・・	P 24
3	じどうてあて 児童手当	・・・	P 24
4	こ どもを そだ てる	・・・	P 25
4-1	にゅうようじけんしん 乳幼児健診	・・・	P 25
4-2	よぼうせつしゅ びようき ちゅうしゃ 予防接種 (病気にならないための注射)	・・・	P 25
4-3	こ いりょうひじよせい こ いりょうひ えんじよ 子ども医療費助成 (子どもの医療費の援助)	・・・	P 25
4-4	しょうがっこう はい まえ こ 小学校に入る前の子ども	・・・	P 25
4-5	あふたーすくーる アフタースクール	・・・	P 25
第9章	きょういく 教育	・・・	P 26
1	にほん がっこう しょうがっこう あと 日本の学校 (小学校から後)	・・・	P 26
1-1	しょうがっこう ちゅうがっこう 小学校と中学校	・・・	P 26
1-2	こうとうがっこう 高等学校	・・・	P 26
1-3	だいがく たんきだいがく せんもんがっこう 大学・短期大学・専門学校	・・・	P 26
2	きょういく かね 教育のためのお金	・・・	P 27
2-1	しゅうがくえんじよ 就学援助	・・・	P 27
2-2	み き しきょういくいいんかいしょうがくきん 三木市教育委員会奨学金	・・・	P 27
2-3	こうとうがっこうしゅうがくしえんきん 高等学校就学支援金	・・・	P 27
2-4	だいがく しょうがくきん 大学などの奨学金	・・・	P 27



第10章	日常生活のルール・習慣	・・・	P28
1	生活のルール	・・・	P28
1-1	ごみ出しの基本ルール	・・・	P28
1-2	騒音（うるさい音・声）	・・・	P28
1-3	アパートやマンションの共有部分の使い方	・・・	P29
1-4	日本の水洗トイレ	・・・	P29
1-5	携帯電話（スマートフォン）の使用	・・・	P29
1-6	電車やバスの中	・・・	P29
1-7	時間や約束を守ろう	・・・	P30
2	生活に必要なこと	・・・	P30
2-1	近くに住む人との関係（自治会）	・・・	P30
2-2	防犯（どろぼうや痴漢などの犯罪被害にあわないようにする）	・・・	P30
2-3	銀行口座（銀行にお金を入れたり出したりできるようにする）	・・・	P30
3	電車・バスに乗る	・・・	P31
3-1	ICカード	・・・	P31
3-2	電車に乗る	・・・	P31
3-3	バスに乗る（路線バス）	・・・	P31
第11章	交通	・・・	P33
1	交通ルール	・・・	P33
1-1	歩くとき	・・・	P33
1-2	自転車に乗るとき	・・・	P33
2	自転車の保険	・・・	P34
3	交通事故のとき	・・・	P34
第12章	緊急（急な病気や事故）・災害（台風や地震）	・・・	P35
1	緊急（急な病気や事故）のときの電話	・・・	P35
1-1	急な病気・けが・火事のとき119に電話をかける	・・・	P35
1-2	事故や事件のとき110に電話をかける	・・・	P35
2	災害（台風や地震）	・・・	P36
2-1	安全のために準備する	・・・	P36
2-2	情報を調べる	・・・	P37
2-3	安全な場所に移動（避難）する	・・・	P37
2-4	いろいろな災害	・・・	P38

1 外国人住民相談窓口

日本の生活では、いろいろな手続きで市役所によく行きます。住むところが変わったり、子どもが生まれたり、生活が変わったら市役所に知らせます。生活でわからないこと、困ったことがあれば、なんでも相談してください。いろいろな国の言葉で相談ができます。相談料は無料（0円）です。

- 国際交流プラザ（市役所4階） 三木市上の丸町10番30号
相談日時 月曜日～金曜日 9:00～17:00
ことば 英語、やさしい日本語
（その他の言語は、通訳機を使います。）

三木市役所 市民協働課多文化共生係 0794-89-2315 FAX 0794-89-2318
https://www.city.miki.lg.jp/site/forforeigners/
Email kyodo@city.miki.lg.jp



三木市国際交流協会 &Fax 0794-89-2318
Email kokusai@city.miki.hyogo.jp

- 兵庫県国際交流協会 Free 0120-279-338 #2
外国人のための電話相談です。
ことば: 英語、韓国・朝鮮語、中国語、タガログ語、タイ語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語

- 外国人県民インフォメーションセンター（神戸クリスタルタワー6階）
神戸市中央区東川崎町1-1-3（JR神戸駅から徒歩3分） 078-382-2052
https://www.hyogo-ip.or.jp/shisetsuannai/infocenter/index.html

生活の相談 月曜日～金曜日 9:00～17:00
法律相談 月曜日 13:00～15:00
無料（0円） 予約してください。
ことば 日本語、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語

第2章 国際交流・多文化共生ってなに？

1 多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的なちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら地域社会の構成員として共に生きていくことです。日本人も外国人も、地域の一人として共に認め合い、互いに力を合わせながら、社会を発展させていこうという考え方は、

2 国際交流協会の事業

国際交流プラザに来てください。国際交流協会は、外国人と日本人が交流できる所です。いろいろな言葉で書いたハンドアウトなどをもらうことができます。「インターナショナルパーティー」や「COOL MIKI」などのイベントに参加して、友だちをつくりましょう。国際交流協会に入会しましょう。年会費2,000円が必要です。



- 日本語の勉強
日本語教室があります。無料(0円)です。
教室は1週間に1回です。勉強する時間は1時間30分です。
開催日時 月曜日 19:00~20:30 三木市教育センター
金曜日 19:00~20:30 自由が丘公民館
- 国際交流プラザでも、日本語学習ができます。国際交流協会に相談してください。

3 資料・情報コーナー

国際交流プラザには、多言語の生活情報誌や行政情報など、いろいろな情報・資料がそろっています。チラシは持って帰ることができます。

○ 資料

- 「生活ガイドブック」「まえむきに」「国民健康保険のてびき」
- 「外国語版 ごみ分別表」「防災のポイントin japan」
- 「家族を守る10のポイント 子どもと親の防災ガイドブック」
- 「ひょうごEネット (Hyogo E-net)」
- 国際交流のための「講座・イベント情報」「ボランティア情報」など

第3章 市役所での手続き・マイナンバー制度

1 市役所での手続き

1-1 住所の届出

外国人で「在留カード」を持っている人（中長期在留者）は、市役所の市民課か吉川支所の市民生活課に住所の届出が必要です。「住民票」を作ります。

三木市役所 市民課 ☎0794-82-2000
吉川支所 市民生活課 ☎0794-72-0180



- 届出が必要な人
 - ・「在留カード」を持っている人（中長期在留者）
 - ・特別永住者
 - ・一時庇護の許可または仮滞在の許可を受けている人
 - ・出生または日本国籍喪失による経過滞在の人

(1) 入国したとき

日本に入国し、長期間住み続ける場合は、住所が決まった日から14日以内に「転入届」を出します。

市役所には、「在留カード」か「パスポート」を持って行きます。

日本人ではない家族と一緒に暮らす人は、「婚姻証明書」や「出生証明書」などの家族関係がわかる書類も持って行きます。

- 「転入届」を出した後
「転入届」をすれば「在留カード」に住んでいる住所も同時に登録ができます。

「住民票」が作られます。

- ・氏名、生年月日、性別、住所などが記載されます。
- ・「住民票の写し」が交付されます。

市役所があなたにマイナンバー（個人番号）をお知らせします。



※ マイナンバー：日本で社会保障・税・災害対策のときにあなたを特定する12ケタの番号です。詳しくは（P5）マイナンバー制度を見てください。

(2) 引っ越しをするとき

- 別の市・区・町・村に引っ越し人

引っ越し前に、市役所に「転出届」を出します。

引っ越してから14日以内に、新しい住所の市役所に「転入届」を出します。

- 同じ市内で引っ越し人

引っ越してから14日以内に、市役所に「転居届」を出します。

(3) 出国をするとき（日本の国から出るとき）

引っ越しをする前に市役所に、「転出届」を出します。



1-2 婚姻届

日本で結婚する人は、住んでいる所の市役所に「婚姻届」を出します。

外国人は、「婚姻要件具備証明書」を持って行きます。

※「婚姻要件具備証明書」：本国の駐日大使館・領事館でもらえます。

もらうことが出来ないときは、自分が結婚できることがわかる書類を出します。外国語で書かれていたら、日本語の翻訳を付けます。翻訳した人の名前も書きます。翻訳者は自分でもかまいません。

日本の市役所に「婚姻届」を出しても、夫や妻の本国で、二人が結婚したと考えるかどうかはわかりません。駐日大使館や領事館に聞いてください。

1-3 死亡届

家族や一緒に住んでいる人が亡くなったら、そのことを知ってから7日以内に、市役所に「死亡届」を出します。「死亡届」は、亡くなった人が住んでいた所か、書類を出す人が住んでいる所の市役所に出します。

持って行く物は、「死亡診断書」または「死体検案書」などです。市役所の市民課に聞いてください。

亡くなった人の「在留カード」は、近くの出入国在留管理局に返してください。郵送でもかまいません。

おおさかしゅつにゆうこくざいりゆうかんりきょく
大阪出入国在留管理局

おおさかふおおさかしすみ の えくなんこうきた
〒559-0034大阪府大阪市住之江区南港北1-29-53

☎ 06-4703-2100

おおさかしゅつにゆうこくざいりゆうかんりきょく
大阪出入国在留管理局

こうべしきょく
神戸支局

ひょうごけんこうべしちゅうおうくかいがんどおり ばんち
〒650-0024兵庫県神戸市中央区海岸通29番地

☎ 078-391-6377

1-4 印鑑登録

市役所に印鑑（はんこ）を持って行って登録する手続きを「印鑑登録」と言います。市役所に「印鑑登録申請書」を出して「印鑑登録証」をもらいます。

登録した印鑑（はんこ）があなたの「実印」になります。

家を買ったり売ったりするような、とても大事な契約のとき、サインではなくて「実印」という印鑑（はんこ）を使うことがあります。

持って行く物は、「実印」にする印鑑（はんこ）、マイナンバーカードまたは「在留カード」などです。市役所の市民課か吉川支所の市民生活課に聞いてください。

※「印鑑登録証明書」：大事な契約で「実印」を使うとき、「印鑑登録証明書」という書類も必要です。

本当にその印鑑（はんこ）が「実印」かどうかチェックするためです。

「印鑑登録証明書」は市役所に「印鑑登録証」を持って行って、もらいます。「マイナンバーカード」を使って、コンビニエンスストアでもらうこともできます。

2 マイナンバー制度

2-1 マイナンバー（個人番号）

日本で生活する人には「マイナンバー（個人番号）」という番号があります。

この番号は1人ずつ違います。日本の住所が決まって、市役所に「転入届」を出した人には「マイナンバーのお知らせ」が郵便で届きます。そこにあなたの「マイナンバー」が書いてあります。

○ マイナンバーは、次のようなときに必要です。

- 銀行や証券会社などで、外国にお金を送るときや、外国からお金を送ってもらうとき、口座を作るとき
- 市役所で、年金、子育ての手当や税金の書類を出すとき
- 会社や店などで、働き始めるとき

このようなときに、マイナンバーを聞かれたら、「マイナンバーカード」を見せて自分のマイナンバーを知らせます。



2-2 「マイナンバーカード」

あなたのマイナンバーが書いてあるカードで、日本で便利に暮らしていくために必要なICチップ付きのカードです。申し込むともらうことができます。

初めて申し込むときは無料（0円）です。

みきしやくしょ しみんか
三木市役所 市民課 ☎0794-82-2000
よかわししよ しみんせいかつか
吉川支所 市民生活課 ☎0794-72-0180



○ マイナンバーカードは、次のようなときに使います。

- ・ マイナンバーを知らせるとき
- ・ コンビニエンスストアで「住民票の写し」「印鑑登録証明書」などをも
らうことができます。
- ・ 病院などで「健康保険証」として使えます。

○ マイナンバーカードのもらい方

市役所の市民課か吉川支所の市民生活課の窓口で「マイナンバーカード交付申請書」を受け取るか、「マイナンバーカード総合サイト」からダウンロードした申請書を使って申し込みましょう。

QRコードをスマートフォンやパソコンで読んでインターネットで申し込むことができます。

なお、マイナンバーカードを申し込んでから市役所の窓口でもらうまでは、約1か月かかります。

もらい方については、「マイナンバーカード総合サイト」をご覧ください。

<https://www.kojinbango-card.go.jp/en-kofushinse/>

1 にほん じゅうたく
日本の住宅について

「持ち家」 じぶん か いえ いっこだ じゅうたく まんしょん
自分で買った家です。一戸建て住宅やマンションがありま
す。家を建てたり買ったりするときには、いろいろな手続や契
約が必要になります。

「民間住宅」 みんなんじゅうたく おおや いえ か ひと か いえ ちんたいしゃくけいやく
大家（家を貸す人）から借りる家です。「賃貸借契約」をし
て家賃を払うことにより住宅を借りて住むことができます。
契約内容を十分に確認してください。

「公営住宅」 こうえいじゅうたく けん し か いえ かね ひと やす か
県や市などが貸す家です。お金があまりない人でも、安く借り
ることができます。借りるためには、ルールがあります。
ルールは、市役所の建築住宅課で聞くことができます。

・ 市営住宅（三木市から借りる家）は、建築住宅課に聞いてください。

三木市役所 建築住宅課 ☎0794-82-2000

・ 県営住宅（兵庫県から借りる家）は、兵庫県住宅供給公社 播磨・
明舞管理事務所に聞いてください。 ☎078-912-4110

「UR賃貸住宅」 ちんたいじゅうたく としきこう か いえ
UR都市機構 が貸す家です。
ルールがいろいろありますが、外国人も借りることができます。
す。UR都市機構で相談ができます。

<https://www.ur-net.go.jp/chintai/>

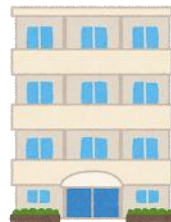
○ ウェルカム賃貸 <https://www.welcome.jpm.jp/>

外国人の賃貸住宅探しを手伝う、公益財団法人日本賃貸住宅管理協会
の国際交流研究会が運営するサイトです。

（日本語・英語・中国語・韓国語に対応できます。）



あばーと
アパート



まんしょん
マンション



いっこだ
一戸建て

2 家を探すときによく聞くことば

ふどうさんや 不動産屋	いろいろな家を紹介する店です。家を探すときに行って、相談します。
おおや 大家	家を貸す人です。困ったことがあったら相談します。
やちん 家賃 (賃料)	家を借りた人が毎月払うお金です。
れんたいほしょうにん 連帯保証人	家を借りた人が、家賃を払うことができないときに、代わりに家賃を払う人です。
しききん 敷金 (保証金)	家が決まったときに、家を借りる人が払うお金です。 1か月から3か月の家賃と同じくらいのお金を払います。 家を借りた人が家賃を払うことができないときや、家を借りた人が引っ越したあとの家の修理が必要などときに、大家が使います。
れいきん 礼金	家が決まったときに、家を借りる人が払うお礼のお金です。 1か月か2か月の家賃と同じくらいのお金を払います。
ちゅうかいてすうりょう 仲介手数料	家を紹介してくれた不動産屋に払うお金です。
かんりひ 管理費 (共益費)	階段や廊下など、みんなが使う場所の電気代や掃除のために払うお金です。
こうしんりょう 更新料	賃貸契約が終わっても、引っ越さないで同じ家に住む場合に払うお金です。

3 電気・ガス・水道

電気・ガス・水道は、使用を始めるときとやめるときに連絡が必要です。引っ越す日が決まったら、早めに連絡しましょう。大家さんにも連絡・相談しましょう。

※ 住む家によって会社が変わります。大家さんに聞いてみましょう。



3-1 電気

電力会社にインターネットか電話で申し込みます。

電気の使用開始日に、ブレーカーのスイッチを入れれば、電気を使用できます。

関西電力 (年末年始を除く 9:00~19:00)

☎ 0800-777-8810

3-2 ガス

住んでいるところのガス小売業者またはLPガス販売業者に、インターネットか電話で申し込みます。

使用開始日になると、ガス会社の人に来て、設備の点検をしてからガスを使えるようにし、ガス機器の使い方を教えてくれます。

ガスを使えるようにしたり、止めたりすることは、係員の立ち合いが必要なので、早めに連絡しましょう。

おおさかがすおきやくさませんたー げつようび どようび
大阪ガスお客様センター (月曜日～土曜日 9:00～19:00)
にちようび しゆくじつ
(日曜日・祝日 9:00～17:00)

☎0120-794-817

かんさいでんりよく ねんまつねんし のぞ
関西電力 (年末年始を除く 9:00～19:00)

☎0800-777-8810



※ガス漏れのときの注意

ぷろぼんがす ぼんべせん でんわばんごう か
プロパンガス・ボンベ栓に電話番号が書いてあります。

おおさかがす がすも せんようでんわ にち じかん
大阪ガス ガス漏れ専用電話 (365日 24時間)

☎0120-719-424

3-3 水道

引っ越しなどの理由によって新しく水道を使い始めるときには、使い始める日が決まったら「三木市水道お客様センター」に、水道の使用開始の申込みをしておきます。

みきしすいどう きやくさませんたー げつようび きんようび
三木市水道お客様センター (月曜日～金曜日 8:30～17:00)

☎0794-82-2010



第5章 税金 (国や市などに払うお金)

日本で働いた人、住んでいる人、買いものをした人などは、国や県、市などに「税金」を払います。

国などは集まった「税金」をみなさんの生活のために使います。「税金」について、わからないときは、市役所の税務課や税務署に相談してください。

三木市役所 税務課
三木税務署

☎ 0794-82-2000

☎ 0794-82-0501 (自動音声で案内します。)

〒673-0403 三木市末広1丁目9-10



1 所得税 (国に払う税金)

働いてもらった給料など、自分に入ったお金がある人が払います。いくら払うかは、1月1日から12月31日までの1年間にももらった給料などで決まります。

外国で働いて、もらった給料がある人は、市役所の税務課や税務署に相談してください。

○ 払い方①

毎月、会社などが払います。(この払い方を源泉徴収といいます。)

あなたの給料から税金を引いて払います。

1月から11月までに払った税金が多すぎたり少なすぎたりしないか、12月に計算します。(これを年末調整といいます。)

多すぎた場合は、その税金を12月の給料に足して返します。税金をいくら払ったかは、会社から毎月もらう「給与明細」という紙や、会社から次の年の1月31日までにももらう「給与所得の源泉徴収票」という紙に書いてあります。

○ 払い方②

会社などの源泉徴収や年末調整(払い方①)をしていない人は、自分で書類を出します。(これを確定申告といいます。)

働いた年の次の年の2月16日から3月15日の間に、税務署に書類を出します。コンビニエンスストアや銀行、郵便局などで払います。

国へ帰る人は、日本を出る前に確定申告(払い方②)をします。税務署に相談してください。

○ 所得税しよとくぜいが少すくなくなる人ひと

次つぎの人は、税ぜい金きんが少すくなくなることがあります。年ねん末まつ調ちよう整せい（払はらい方かた①）や確かく定てい申しん告こく（払はらい方かた②）のとき、会かい社しゃや税ぜい務む署じよなどしに知しらせま

- ・家か族ぞくの中なかに、給きゆう料りようが少すくない妻つまや夫おと、16歳さい以上いじようのこども、年としをとった父ちちや母ははがひといる人
- ・自じ分ぶんや家か族ぞくの健けん康こう保ほ険けん（P14）、国こく民みん年ねん金きん（P17）、厚こう生せい年ねん金きん保ほ険けん（P18）のひとお金かねを払はらった人
- ・いいろいろうな保ほ険けん（生せい命めい保ほ険けんや医い療りよう保ほ険けんなど）のかねお金かねを払はらった人
- ・自じ分ぶんや家か族ぞくの病びよう気きなどが、1月がつ1日にちから12月がつ31日にちまでの1年ねん間かんに多おほくのお金かねをはらった人

2 住じゆう民みん税ぜい（県けんや市しなどはらに払はらう税ぜい金きん）

1月がつ1日にちに日にほん本ぽんに住じゆう所しよがあつて、働はたらいていひとる人はらが払はらいます。いいくら払はらうかは、前まえの年としの1月がつ1日にちから12月がつ31日にちにもらきった給きゆう料りようなどきで決きままります。

○ 払はらい方かた①

毎まい月つき、会かい社しゃなどはらが払はらいます（この払はらい方かたを特とく別べつ徴ちゆう収しゆうといいいます。）。

あなあたの給きゆう料りようから税ぜい金きんを引ひいて払はらいます。いいくら払はらったかは、会かい社しゃから毎まい月つきもらまう「給きゆう与よ明めい細さい」といいう紙かみに書かいてああります。

○ 払はらい方かた②

会かい社しゃなどの特とく別べつ徴ちゆう収しゆう（払はらい方かた①）をひとしていじぶんない人はらは自じぶん分ぶんで払はらいます。

- ・「住じゆう民みん税ぜいを払はらってくだください。」といいう手て紙がみが、市し役やく所しよから6月がつにあなあたのいえ家いえにとど届とどきます。
- ・手て紙がみに書かかれていぜいる税ぜい額がくを、市し役やく所しよ、コこんビびニにエえんスすトとアあ、銀ぎん行こう、郵ゆう便びん局きよくなどで払はらいます。
- ・手て紙がみのバばーこーどから、スすまーとフおんアぷりやクくれジじットかーどで払はらうここともでまします。
- ・いいつままでに払はらうかは、手て紙がみに書かいてああります。



○ 国くにへ帰かえる人ひとは、次つぎのどどちちららかかで払はらいます。

- ・会かい社しゃなどの特とく別べつ徴ちゆう収しゆう（払はらい方かた①）で、帰かえる前まえに全ぜん部ぶ払はらいます。
- ・あなあたの代かわりに払はらう人ひとをきめて、帰かえる前まえに市し役やく所しよの税ぜい務む課かに知しらせま

3 消費税

物を買ったときやサービスを受けたとき、そのお金と一緒に8%か10%の税金を払います。

スーパーなどの店で買う食べ物や飲み物（酒以外） 8%

スーパーなどで買う酒、レストランで食べたり飲んだりする物 10%

それ以外の物やサービス 10%



4 車を持っている人が払う税金

4-1 自動車税/軽自動車税

(1) 自動車税/軽自動車税環境性能割

自動車や軽自動車を買ったとき、車のお金と一緒に店で払うことが多いです。いくら払うかは、買った車の種類などで決まります。

(2) 自動車税/軽自動車税種別割

毎年4月1日に自分の車を持っている人が払います。

排気量が660ccより多い車は「自動車税種別割」、660ccより少ない車は「軽自動車税種別割」を払います。

いくら払うか書いてある手紙が、4月から5月ごろに住んでいる市や県からあなたの家に届きます。いくら払うかは、車の種類などで決まります。

コンビニエンスストアや銀行、郵便局などで（手紙に書いてある日までに）払います。

4-2 自動車重量税

車が安全に運転できるかどうか調べる「車検」などをするとき払います。いくら払うかは、車の重さなどで決まります。

5 固定資産税

毎年1月1日に、次のものを持っている人が払います。

・土地

・家屋（家やアパート、マンション、ビル、店などの建物）

・償却資産（仕事に使う機械、道具、車、船、ヘリコプターなど）

いくら払うか書いてある手紙が、4月から5月ごろに市からあなたの家に届きます。いくら払うかは、手紙に書いてあります。

銀行や郵便局、コンビニエンスストアなどで払います。



第6章 医療

1 病院・クリニック

日本には病院、クリニックなどがあります。

かぜや軽いけがをしたときは、クリニックに行きましょう。重い病気やけがのときは、病院に行きましょう。

日本語が話せない人は、国際交流プラザの「外国人住民相談窓口」に相談してみてください。国際交流プラザの「外国人住民相談窓口」(P1)をみてください。

1-1 受診科目 (病気やけがの内容)

内科	かぜや内臓の病気を治します。
外科	けがを治したり、手術をしたりします。
小児科	赤ちゃんや子どもの病気を治します。
整形外科	骨、関節、筋肉などを治します。
眼科	目の病気を治したり、検査をします。
歯科	歯を治します。
産婦人科	女性だけの病気を治したり、赤ちゃんを産んだりします。



1-2 病気になってしまったら

- 外国語の医療案内
兵庫県医療機関情報システム
外国語で対応できる病院を探します。



<http://web.qq.pref.hyogo.lg.jp/hyogo/ap/qq/men/pwtpmenult01.aspx>

- NPO法人 AMDA国際医療情報センター ☎03-6233-9266
英語、やさしい日本語 : 毎日 中国語 : 火曜日・木曜日
韓国語 : 月曜日 タイ語 : 火曜日 スペイン語 : 水曜日
ポルトガル語 : 金曜日 フィリピン語 : 月曜日
ベトナム語 : 第2、第4 水曜日
平日 10:00~16:00 (フィリピン語とベトナム語は相談のみ)

- 多文化共生センターひょうご ☎078-753-7440
ポルトガル語・スペイン語・英語・日本語 : 金曜日 15:00~20:00
(面談もできます)

2 医療保険

日本に住む人は国籍に関係なく「公的医療保険」に加入します。けがや病気で病院に行ったときのために、みんなでお金を出します。

病院に行ったときに自分で払うお金が少なくなります。

残りのお金は保険から出ます。

「公的医療保険」には、会社や事業所などの経営者や、そこに勤めている人が加入する「健康保険」と、自営業の人や留学生を含む無職の人などが加入する「国民健康保険」、75歳以上の人が加入する「後期高齢者医療制度」があります。

三木市役所 医療保険課 ☎0794-82-2000
健康福祉課 (吉川健康福祉センター) ☎0794-72-2210
三木市役所 税務課 ☎0794-82-2000

2-1 会社などの健康保険

1週間に20時間以上働いて、毎月の給料が88,000円以上などの条件に合う人は、会社などの健康保険に入ります。

健康保険に入ることができるかどうかは、会社に聞いてください。

健康保険に入っている人の日本に住んでいる家族も、健康保険に入ることができます。家族が健康保険に入ることができるかどうかは、会社に聞いてください。

○ 保険料

会社が給料から引いて払います。

○ 病院で払うお金

・0歳から高校生（高校生は入院費だけ）までは、無料（0円）です。

子ども医療費助成（P25）を見てください。

・70歳より若い人は30%

・70歳から74歳の方は20%（給料などの所得が多い人は30%）

2-2 国民健康保険

会社などの健康保険に入っていない人で、75歳より若い人は国民健康保険に入ります。

3か月より長く日本にいる外国人住民も入ります。「特定活動」の医療滞在のための在留資格など特別な資格を持っている人は、入れません。

- 保険に入る手続き
 - ・市役所の医療保険課で申し込みます。
 - ・引っ越ししたり、仕事を始めたら医療保険課に連絡します。



- 保険料
 - ・毎月払う保険料は、家族の数や所得などで違います。
 - ・市役所に家族の分をまとめて払います。
 - ・特別な理由があつて、保険料を安くしてほしいときは、市役所の税務課に相談してください。

- 病院で払うお金
 - ・0歳から高校生（高校生は入院費だけ）までは、無料（0円）です。子ども医療費助成（P25）を見てください。
 - ・70歳より若い人は30%
 - ・70歳から74歳の人は20%（給料などの所得が多い人は30%）

2-3 後期高齢者医療制度

75歳以上の人は、後期高齢者医療制度に入ります。

3か月より長く日本にいる外国人住民も入ります。「特定活動」の医療滞在のための在留資格など特別な資格を持っている人は、入れません。

75歳になれば、市役所の医療保険課から「被保険者証」が届きます。

前に入っていた健康保険は使えません。

- 保険料
 - ・保険料は所得などで違います。
 - ・市役所に自分で払います。
- 病院で払うお金
 - ・10%
 - ・給料などの所得が多い人は20%から30%

第7章 年金・福祉

1 年金 (年をとったときなどにもらうお金)

年金に入ってお金を払った人は、年をとったときや病気やけがで体などに障がいが出たときなどに、生活のためのお金をもらうことができます。

年金に入っていた人が亡くなったとき、家族がお金をもらうこともあります。

国の年金は2つあります。国民年金と厚生年金保険です。

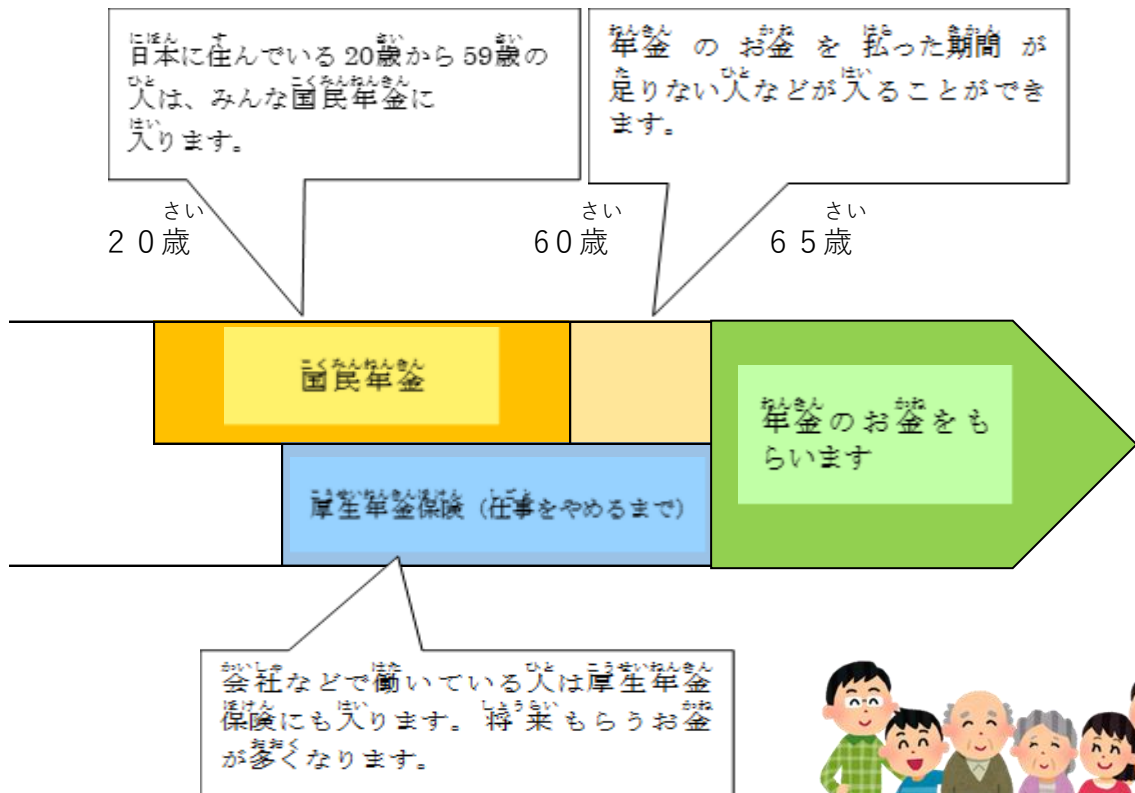
年金に入った人は、年金手帳をもらいます。手帳には、あなたの年金番号が書いてあります。年金のお金をもらうときなどに手帳が必要です。

なくしたときは、市役所の市民課や年金事務所でもう一度作ることができます。

三木市役所 市民課 ☎0794-82-2000

ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165 (自動音声)

あかしねんきんじむしょ
(明石年金事務所)



1-1 国民年金

日本に住んでいる20歳から59歳の人、みんな国民年金に入ります。

国民年金の被保険者（加入者）は、次の（1）～（3）のグループに分けられます。



（1）「第1号被保険者」の人

国民年金だけに入っています。

自営業（会社に入らないで自分の店を持っている人など）や農業（米や野菜などを作る仕事）、漁業（魚などをとる仕事）をしている人、働いていない人、（2）と（3）以外の人

市役所の市民課で、国民年金に入るための手続きをします。

いくら払うか書いた手紙が家に届きます。

銀行や郵便局、コンビニエンスストアなどで払います。

（2）「第2号被保険者」の人

国民年金と厚生年金保険に入っています。

会社や工場、店などで働いている人で、会社など（事業主）が入る手続きをします。

毎月、会社などが年金のお金を払います。半分はあなたの給料から、半分は、会社のお金から払います。

（3）「第3号被保険者」の人

国民年金だけに入っています。

厚生年金保険などに入っている人（「第2号被保険者」）に扶養されている配偶者（妻や夫）です。

国民年金に入る手続きは、国民年金第2号被保険者が働いている会社を通じて行います。自分でお金を払う必要はありません。

○ 「国民年金」でもらうことができるお金（年金）

もらうことができるかどうか、市役所の市民課、明石年金事務所などに聞いてください。

① 65歳からもらう「老齢基礎年金」

② 体などに障がいがある人がもらう「障害基礎年金」

③ 年金に入っていた人が亡くなったとき、家族がもらう「遺族基礎年金」

- ④ 年金に入っていた人が亡くなったとき、家族がもらう「死亡一時金」
 ※「③遺族基礎年金」と「④死亡一時金」を両方もらうことはできません。
 ⑤ 年金に入っていた夫が亡くなったとき、妻がもらう「寡婦年金」

1-2 厚生年金保険

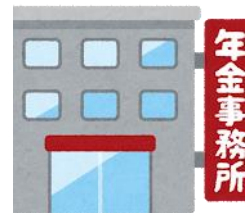
会社や工場、店などで決まった時間以上働いていて、70歳になっていない人が入ります。入るときの手続きは会社が行います。

払うお金は、毎月の給料で決まります。払うお金の半分はあなたの給料、半分は会社のお金から出します。毎月、会社などが支払います。

- 「厚生年金保険」でもらうことができるお金（年金）

もらうことができるかどうか、明石年金事務所に聞いてください。

- ① 年をとったときにもらう「老齢厚生年金」
 ② 体などに障がいがある人がもらう「障害厚生年金」
 ③ 年金に入っていた人が亡くなったとき、家族がもらう「遺族厚生年金」



1-3 脱退一時金(国に帰るときにもらうことができるお金)

日本の年金をやめて自分の国へ帰る人は、お金をもらうことができます。

お金をもらうことができる人は、次の①～⑤の全部が必要です。

- ① 国民年金や厚生年金保険のお金を、それぞれ6か月以上払った
 ② お金を払った期間が9年11か月以内
 ③ 引っ越すときの紙「転出届」(P4)を市役所に出して、日本に住所がなくなった。
 ④ 会社などが厚生年金保険をやめる手続きをした。
 ⑤ 「障害基礎年金」や「障害厚生年金」のお金をもらっていない。
 ※「障害基礎年金」や「障害厚生年金」は、体などに障がいがある人がもらう年金です。

2 介護保険(年をとって介護が必要になったときの制度)

介護保険に入ってお金を払った人は、年をとったり、特別な病気になったりして、介護(食事や風呂など毎日の生活の手伝い)が必要になったとき、サービスを受けることができます。

40歳以上で、3か月を超えて日本で生活する場合は、介護保険に入ります。

保険料は医療保険の保険料のお金と一緒に払います。

65歳以上の人は、あなたがもらう年金から介護保険のお金を引きます。年金から引けない人は、納付書が届くので、銀行や郵便局などで払ってください。

○ 介護サービスの利用

- ・65歳以上の人や40歳以上で特別な病気になった人で、介護が必要だと思ったら、市役所の介護保険課か健康福祉課（吉川健康福祉センター）に行き、どのくらい介護が必要か調べてもらいます。
- ・どんな介護サービスを利用するかを専門の人（ケアマネジャーなど）に相談します。介護サービスが決まったら、利用を始めます。

三木市役所 介護保険課 ☎0794-82-2000

健康福祉課（吉川健康福祉センター） ☎0794-72-2210



3 児童福祉（子どものためのお金）

3-1 児童手当

日本で子どもを育てている人は、子どもが15歳になって中学校を卒業するまでお金をもらうことができます。

子どもが生まれたときや引っ越ししたときに、市役所の子育て支援課か、吉川支所の市民生活課に申し込みます。（P24）の児童手当を見てください。

三木市役所 子育て支援課 ☎0794-82-2000

吉川支所 市民生活課 ☎0794-72-0180



3-2 児童扶養手当

離婚などが理由で、1人で18歳までの子どもを育てている人や、障がいのある20歳までの子どもを育てている人は、お金をもらうことができます。

市役所の子育て支援課に申し込みます。給料などが決まった金額より多い人は、お金をもらえません。詳しいことは、市役所の子育て支援課か吉川支所の市民生活課に聞いてください。

3-3 特別児童扶養手当

障がいのある子どもを育てている人は、子どもが20歳になるまでお金をもらうことができます。市役所の子育て支援課に申し込みます。

給料などが決まった金額より多い人は、お金をもらえません。

詳しいことは、市役所の子育て支援課か吉川支所の市民生活課に聞いてください。

3-4 障害児福祉手当

特に重い障がいがあって、食事や風呂など生活の手伝いをしてもらう必要がある子どもは、20歳になるまでお金をもらうことができます。市役所の障害福祉課に申し

込みます。給料などが決まった金額より多い人は、お金をもらえません。

詳しいことは、市役所の障害福祉課か健康福祉課（吉川健康福祉センター）に聞いてください。

三木市役所 障害福祉課 ☎0794-82-2000
健康福祉課（吉川健康福祉センター） ☎0794-72-2210

4 障害福祉（障がいのある大人や子どものためのサービス）

4-1 手帳

障がいのある人は市役所の障害福祉課で「手帳」をもらうことができます。

サービスを利用するときに「手帳」を見せます。払う税金が少なくなる場合や、バスや電車、タクシーなどの料金が安くなる場合があります。

三木市役所 障害福祉課 ☎0794-82-2000
健康福祉課（吉川健康福祉センター） ☎0794-72-2210

4-2 もらう手帳の名前

身体に障がいがある人 「身体障害者手帳」

知能に障がい（発達の遅れ）がある人 「療育手帳」

心に障がいがあって、毎日の生活が難しい人 「精神障害者保健福祉手帳」

4-3 障がい者・障がい児への行政サービス

障がいのある人の生活や勉強、仕事などがしやすくなるように、食事や風呂などの手伝いや身体を動かす訓練など、いろいろなサービスがあります。詳しいことは、市役所の障害福祉課か健康福祉課（吉川健康福祉センター）に聞いてください。

4-4 特別障害者手当

特に重い障がいがあって、食事や風呂など生活の手伝いをしてもらう必要がある20歳以上の人は、お金をもらうことができます。給料などが決まった金額より多い人は、お金をもらえません。

詳しいことは、市役所の障害福祉課か健康福祉課（吉川健康福祉センター）に聞いてください。

5 生活保護（生活のお金が足りないとき）

仕事や貯金などがなくて、生活のお金が足りない家族は、必要なお金をもらうことができます。（永住者、日本人の配偶者、永住者の配偶者、定住者などの活動に制限のない人）詳しいことは、市役所の福祉課に聞いてください。

三木市役所 福祉課 ☎0794-82-2000

生活保護



5-1 生活保護を受けることができる人

- 貯金や収入がない人
- 貯金が無く、仕事を探しても見つからない人

5-2 どんなお金がもらえるの

- 毎日の生活に必要なお金（食べ物、服、電気や水道、ガスなど）
- 住んでいるアパートなどの家賃
- 子どもが小学校と中学校で勉強するためのお金
- 病気やけがのとき、病院に払うお金
- 年をとった人が介護サービスを利用するためのお金
- 子どもを生むためのお金



6 生活困窮者自立支援制度（生活に困ったときの相談）

お金や仕事などで困っている人は、市役所の福祉課に相談してください。

どうすれば安心して暮らせるか、一緒に考えます。

三木市役所 福祉課 ☎0794-82-2000

第8章 子どもを生んで育てる

1 妊娠したとき

1-1 母子健康手帳をもらおう

妊娠がわかったら、健康増進課（三木市総合保健福祉センター）か健康福祉課（吉川健康福祉センター）に妊娠したことを伝えて「母子健康手帳」をもらいましょう。（英語・ポルトガル語・スペイン語・タガログ語・中国語・韓国語・タイ語・インドネシア語・ベトナム語があります。）

※ 「母子健康手帳」は、病院に行くときに持って行きます。赤ちゃんを育てるときに注意することやポイントが書いてあります。赤ちゃんの体の大きさ、どんな病気や予防接種（P25）をしたかなどを書きます。



健康増進課（三木市総合保健福祉センター） ☎ 0794-86-0900
健康福祉課（吉川健康福祉センター） ☎ 0794-72-2210

1-2 妊婦健診（妊婦健康診査）

妊娠したら、病院に行き、健康かどうか調べる「妊婦健診」を受けましょう。妊婦の方の健診費用を一部助成する券なども、健康増進課（三木市総合保健福祉センター）か健康福祉課（吉川健康福祉センター）でもらえます。妊婦健診を受けるときや、病院で赤ちゃんを産むときは、医療保険からお金が出ません。

※ 妊婦健診の回数

赤ちゃんを産むまでに14回くらい妊婦健診を受けます。

- ・妊娠してから23週目までは4週間に1回
- ・24週目から35週目までは2週間に1回
- ・36週目から赤ちゃんが生まれるまでは週1回



1-3 妊婦歯科健診（妊婦歯科健康診査）

妊娠中に1回、歯科健康診査を無料（0円）で受けることができます。

無料（0円）で受けられるのは、健診と口腔衛生指導です。

1-4 相談

妊娠しているときや赤ちゃんが生まれてから、心配なことや困ったことがあったら、保健師や助産師に相談することができます。健康増進課（三木市総合保健福祉センター）か健康福祉課（吉川健康福祉センター）に相談してください。

赤ちゃんの育て方を一緒に考えましょう。

- 「みつきいたまびよサロン」
妊娠・出産・子育ての不安や悩みを相談できます。同じところに赤ちゃんが生まれる人と友達になることができます。お母さん同士で話ができます。
- 「乳幼児発達専門相談」
子どものことばや発達・行動などの相談です。



1-5 保健師・助産師などの訪問

保健師や助産師が家庭を訪問し、相談や大切なことを教えます。無料（0円）。

- 妊婦訪問
妊娠に関する相談や利用できるサービスについて話をします。
- こんにちは赤ちゃん訪問
生まれてから4か月までの赤ちゃんのいる家庭を訪問します。
育児に関する相談、赤ちゃんの体重測定、乳幼児健診や予防接種、子育て支援サービスについて聞くことができます。

2 赤ちゃんが生まれたとき

2-1 出生届

日本で子どもが生まれたら、市役所の市民課か吉川支所の市民生活課に「出生届」を出します。「出生届」は、生まれた日から14日以内に出します。大使館か領事館にも赤ちゃんが生まれたことを伝えてください。赤ちゃんのお父さんとお母さんが両方外国人のときは、赤ちゃんが日本で生まれても、日本国籍を持つことができません。

三木市役所 市民課 ☎0794-82-2000
吉川支所 市民生活課 ☎0794-72-0180



2-2 生まれた赤ちゃんの在留カードをもらう

赤ちゃんのお父さんとお母さんが両方外国人のときは、大阪出入国在留管理局神戸支局に書類を出して赤ちゃんの「在留カード」をもらいます。市役所で「出生届」を出したときに、「出生届出書記載事項証明書」と、「住民票の写し」か「住民票記載事項証明書」をもらいます。

生まれた日から30日以内に、市役所でもらった書類を持って在留資格取得手続きをすることも忘れないでおきましょう。

2-3 保険から出るお金

赤ちゃんを1人産んだら42万円の「出産育児一時金」が、健康保険から出ます。
 赤ちゃんを産むために仕事を休んだら「出産手当金」が、健康保険から出ます。
 赤ちゃんを育てるために仕事を休んだら「育児休業手当金」が、雇用保険から出ます。

2-4 産婦健康診査

赤ちゃんを産んでから2週間後、1か月後など産後間もない時期に、病院に行くと、健康かどうか調べる「産婦健康診査」を受けましょう。健診費用を一部助成する券は、健康増進課（三木市総合保健福祉センター）か健康福祉課（吉川健康福祉センター）でもらえます。

健康増進課（三木市総合保健福祉センター） ☎ 0794-86-0900
 健康福祉課（吉川健康福祉センター） ☎ 0794-72-2210

3 児童手当

日本で子どもを育てている人は、子どもが15歳になって中学校を卒業するまでお金をもらうことができます。

子どもが生まれたときや引っ越ししたときに、市役所の子育て支援課か吉川支所の市民生活課に申し込みます。

子どもの年齢	1か月にもらうお金
3歳になるまで	15,000円
3歳から小学生	第1子・第2子 10,000円 第3子以降 15,000円
中学生	10,000円
所得制限額超過の場合（収入が多いとき）は1人の子どもに	5,000円

三木市役所 子育て支援課 ☎ 0794-82-2000
 吉川支所 市民生活課 ☎ 0794-72-0180



4 子どもを育てる

4-1 乳幼児健診

市役所は無料（0円）で、子どもの体の大きさや、体の様子を調べる「乳幼児健診」をします。心配なことやわからないことを相談できます。

子どもが4か月・1歳6か月・3歳・5歳のときに「乳幼児健診」を受けましょう。

健康増進課（三木市総合保健福祉センター） ☎0794-86-0900
健康福祉課（吉川健康福祉センター） ☎0794-72-2210



4-2 予防接種（病気にならないための注射）

赤ちゃんが病気にならないように、予防接種を受けます。BCG・四種混合・日本脳炎などの予防接種が受けられます。

出生届を出した人には予診票（予防接種の問診表）が届きます。

転入した人は母子健康手帳をもって、健康増進課（三木市総合保健福祉センター）か健康福祉課（吉川健康福祉センター）に来てください。

終わっていない予防接種があれば予診票（予防接種の問診表）がもらえます。

4-3 子ども医療費助成（子どもの医療費の援助）

0歳から高校生までは、病院へ行った時に払うお金（保険診療分）の全額（高校生は入院費だけ）を市が払います。

三木市役所 医療保険課 ☎0794-82-2000

4-4 小学校に入る前の子ども

小学校に入る前の6歳以下の子どもは、保育所や幼稚園、認定こども園などに通うことができます。3歳児（4月1日に3歳になっている子ども）から5歳児の子ども、保育所、幼稚園、認定こども園などの保育料は無料（0円）です。

- 保育所・認定こども園への入園相談（対象 0歳児～小学校入学前）
- 幼稚園への入園相談（対象 4～5歳児）

三木市教育委員会 教育・保育課 ☎0794-82-2000



4-5 アフタースクール

親が働いている小学生は、学校が終わったら「アフタースクール」を利用することができます。子どもが安全に遊んだり、宿題などができるように大人が見ています。

第9章 教育

1 日本の学校（小学校から後）

日本の教育制度は、小学校6年間、中学校3年間、高等学校3年間、大学4年間です。小学校と中学校が義務教育です。幼稚園などで、小学校へ入るまでの教育をしています。

1-1 小学校と中学校

日本人の6歳から15歳の子どもを持つ親は、子どもを学校に通わせなければなりません。6歳からは小学校、12歳から15歳までは中学校に通います。

外国人が子どもを小学校や中学校に通わせたいときは、市役所に申し込みます。

三木市の公立の学校は、入学金、授業料、教科書代は無料（0円）です。給食費、教材費などは自分で払います。

障がいのある子どもが通う特別支援学校もあります。



1-2 高等学校

中学校を卒業した人が入学試験を受けて、合格したら通うことができます。

夜などに通う「定時制高校」や、インターネットなどを使って勉強する通信制の高校もあります。

1-3 大学・短期大学・専門学校

高校を卒業した人は、大学や専門学校などに入学するための試験を受けることができます。試験に合格したら、通うことができます。

日本にある外国人学校（International School）の中で、国が決めた学校を卒業した人も、大学などに入学するための試験を受けることができます。



2 教育のためのお金

2-1 就学援助

家族の収入が少ない小学生や中学生は、学校で勉強するために必要な物(制服、ランドセル、文房具など)や給食などのお金をもらうことができます。

いくらもらうか、どんな人がもらうかは、教育委員会の学校教育課で聞いてください。

三木市教育委員会 学校教育課 ☎0794-82-2000



2-2 三木市教育委員会奨学金

三木市に住んでいる人で、家族の収入が少ない高校生や大学生などは、授業料などの一部を援助します。

いくらもらうか、どんな人がもらうかは、教育委員会の教育総務課で聞いてください。

三木市教育委員会 教育総務課 ☎0794-82-2000

2-3 高等学校就学支援金

公立高校に通う生徒は、学校に払う授業料が無料(0円)になります。親の収入が多い生徒は無料(0円)になりません。

私立高校などに通う生徒も授業料の一部を国からもらうことができます。親の収入が多い生徒はもらえません。どのくらいもらうことができるかは、親の収入で違います。通っている学校で申し込めます。

2-4 大学などの奨学金

国や県、会社など、いろいろな団体の奨学金があります。奨学金を出しているところに相談しましょう。

国の奨学金には2つあります。

給付型 : 将来お金を返さなくても良い。

貸与型 : 卒業したら少しずつお金を返す。

外国人でも日本に永住している人や日本人の家族は、日本の奨学金をもらうことができます。留学生がもらう奨学金もあります。

第10章 日常生活のルール・習慣



1 生活のルール

1-1 ごみ出しの基本ルール

三木市清掃センターは、あなたの家から出たごみを集めます。

わからないことは、環境課（三木市清掃センター）に聞いてください。

環境課（三木市清掃センター） ☎0794-83-2608

(1) 可燃ごみ（もえるごみ）と資源プラスチック（リサイクルできるごみ）は、三木市の決められたごみ袋を、お店で買います。可燃ごみ、資源プラスチックと書いてあります。そのごみ袋にごみを入れて捨てます。

あらごみ、うめたてごみは、透明の袋に入れてください。

(2) ごみの種類ごとに、ごみを出す場所と日（曜日）を守ります。

ごみは、ごみ収集日（集められる日）の朝8時までに、ごみステーションに出します。

※ ルールで決まった種類以外のごみを出したり、決められた場所以外にごみを出す、回収されません。

(3) 分別方法は、日本語・中国語・韓国語・英語・スペイン語・ポルトガル語・アラビア語のちらしや、ごみ分別アプリを見てください。ごみ分別アプリは、QRコードでスマートフォンにダウンロードできます。

Android



iPhone



(4) 料理が終わったあとの油

油は台所に捨てません。鍋の中にたくさんの新聞紙を入れると、新聞紙が油をすいます。その新聞紙を可燃ごみ（燃えるごみ）の収集日（集められる日）に捨てます。

(5) ポイ捨て・不法投棄（違法なごみ捨て）

犯罪になることがあります。ごみを捨てる場所は決まっています。道や山中にごみを捨ててはいけません。

1-2 騒音（うるさい音・声）

特に、アパートやマンションなどでは、大きな音や声を出してはいけません。近くに住んでいる人が、困らないように気をつけましょう。

夜10時から朝6時までは特に気をつけます。



- ✕ 大きな声で話をしてはいけません。
- ✕ 大きな音で音楽を聞いたり、テレビを見てはいけません。
- ✕ 家の中で走ってはいけません。
- ✕ パーティをして歌ったり踊ったり、騒いではいけません。
- ✕ 朝早い時間、夜遅い時間に洗濯をしたり、掃除機を使うなど、大きな音を出してはいけません。
- ✕ アパートやマンションの上の階から物を落としてはいけません。下の人にあたると危険です。



1-3 アパートやマンションの共有部分の使い方

階段や廊下などは、共有部分（みんなが使うところ）です。
地震や火事の時に、安全な場所に逃げる通路として使います。
あなたの物を置いてはいけません。

1-4 日本の水洗トイレ

使用する紙は、トイレにあるトイレットペーパーを使います。
使ったトイレットペーパーは、ごみ箱に捨てません。トイレに流してください。



※デパートや駅のトイレには、いろいろなボタンがありますが、最後に「流す（FLUSH）」と書いてあるボタンを押します。

1-5 携帯電話（スマートフォン）の使用

携帯電話を歩きながら使ってはいけません。他の人にぶつかってけがをさせたり、あなたがけがをすることがあります。
自動車や自転車を運転しながら携帯電話を使うことは、法律で禁止されています。



1-6 電車やバスの中

車内（電車やバスの中）では、次のことに気をつけてください。

- ✕ 大きな声で話すことはマナー違反です。
- ✕ 携帯電話で話をするには、日本ではマナー違反となります。
- ✕ 大きな音で音楽を聞くことも迷惑になります。イヤフォンから音が漏れないように注意してください。
- ✕ 車内が混雑しているときに、リュックサックを背中に背負ったままでいると、他の人にぶつかって迷惑になります。

1-7 時間や約束を守ろう

電車が時刻表どおりに来るように、日本社会は時間に正確です。学校や職場では遅刻をすると信用をなくすことになります。

どうしても遅れるときには、必ず連絡をしてください。遅刻や無断欠勤で会社とトラブルになることもあります。

2 生活に必要なこと

2-1 近くに住む人との関係（自治会）

日本には自治会（地域のことを一緒に考える会）があります。自治会は、回覧板（生活に必要なお知らせの紙）を隣の家からもらって、隣の家へ渡します。

避難訓練（災害のときに安全に逃げる練習や火を消す練習）やお祭りなどのイベントもあります。自治会には、自分たちの町を安全で住みやすい町にするために会費（地域に住む人たちが出すお金）があります。近くに住む人と仲良くできます。その地域で注意しておくことなどの情報交換もできます。

あなたも自治会に入りましょう。近くに住んでいる人に聞いてください。

2-2 防犯（どろぼうや痴漢などの犯罪被害にあわないようにする）

出かけるときには、家の窓やドアのかぎをかけます。

車やオートバイ、自転車を止めたときには、必ずかぎをかけます。

かばんや財布は、自分から見えないところに置きません。

夜は、くらい道や人がいない場所を避けて、明るい場所を通りましょう。

防犯について、わからないことや心配なことがあるときは、近くの警察に相談します。



2-3 銀行口座（銀行にお金を入れたり出したりできるようにする）

(1) 銀行口座を開くときは、次の書類などを持って銀行に行きます。

・在留カード

・印鑑（はんこ）サインでも OK の銀行もあります。

・社員証や学生証（会社や学校からもらう名前や写真のあるカード）

(2) 国へ帰るとき、銀行口座を使わなくなったとき

使わない口座を、銀行で解約します。（契約をやめます。）

自分の銀行口座、キャッシュカード、通帳をほかの人に売ってはいけません。

他の人に売るとは犯罪です。

3 電車・バスに乗る

3-1 ICカード

交通系のICカードは、いろいろな会社の電車やバスの運賃の支払に使うことができます。お金で支払うより安くなることがあります。

駅の券売機（切符を買う機械）や窓口、バスの営業所などで購入できます。



3-2 電車に乗る

(1) 電車を利用するときの基本的な手順

- ・路線図で行き先を確かめます。
 - ・駅で目的地（行き先）までの切符を買って、改札を通ります（交通系ICカードが使える場合は自動改札機にカードをタッチして通ります。）。
 - ・駅の案内掲示にしたがって、目的地（行き先）に向かう電車のホームに行きます。
 - ・ホームでは、白い線または黄色いブロックの内側で電車を待ちます。
 - ・目的地（行き先）に着いたら、切符を使って改札を出ます。
- 交通系ICカードを使った場合は、自動改札機にカードをタッチすることで、カードのチャージ額から運賃が支払われます。

(2) 目的地（行き先）や電車の乗り方が分からないときは、駅員に聞きます。

- ・すみません。〇〇に行きたいのですが、この電車は行きますか？
- ・どうやって行ったらいいですか？
- ・何番線ですか？

切符の種類

- 普通乗車券：電車に乗るときに必要な切符
- 定期券：学校や会社など毎日同じ所に通う人に便利です。
1か月、3か月、6か月などの期間を選べます。
- 回数券：切符10枚のお金で、11枚買うことができます。
- 特急券：特急や新幹線に乗るときに必要です。
- 指定席券：指定席（座る席が決まっている）を利用するときに必要な切符です。
- グリーン券：グリーン車（値段が高い席がある）に乗るときに必要な切符です。



3-3 バスに乗る（路線バス）

(1) どこまで乗っても同じ運賃の場合

バスに乗るとき、または降りるときに運賃箱にお金を入れます。

※交通系のICカードで支払う場合は、読取機にカードをタッチします。



(2) 距離によって運賃が変わる場合

バスに乗るときに、番号が書かれた整理券を受け取ります。

バスを降りるときに、整理券に書かれた番号を、運転手の上のボードで確かめ、番号の下に書かれている運賃を支払います。

※交通系のICカードで支払う場合は、バスに乗るときと降りるときに、読取機にカードをタッチします。

(3) バスICカード乗車券（ニコパカード）が便利です。

ニコパカードとは、神姫バスや神姫ゾーンバスなどで利用できるICカード乗車券です。電車には利用できません。

三木市では、このニコパカードを使用すると、市内のバス運賃はすべて200円（子ども100円）です。北播磨総合医療センターまでも同じ運賃です。

○ チャージ

チャージは、バスの中と神姫バスのインフォメーションセンターでできます。

徳用運賃（9：30～16：00の間に降りる場合）と、普通運賃の2種類があります。

普通：1,000円チャージした場合、1,100円利用できます。

徳用：1,000円チャージした場合、1,250円利用できます。

○ カードの発行方法

神姫バスのインフォメーションセンターで発行しています。

○ ニコパカードの使用方法

乗るとき：バスに乗るときに、バスの中の読取機にニコパカードをタッチ（ピッと音が鳴るまで）します。整理券は取りません。

降りるとき：バスを降りるときに、運転席横の読取機にニコパカードをタッチすると、カードのチャージ額から運賃が支払われます。

カード内の残高は、乗るときと降りるときに読取機にタッチした時に見ることができます。

だい しょう こうつう
第11章 交通

1 交通ルール

道路は、多くの人や車が通行します。安全、円滑に通行できるように交通規則を守り、交通マナーに気をつけましょう。

1-1 歩くとき

(1) 道の歩き方

歩道（人が歩くための道）がない所では、道路の右側を歩きます。
歩道（人が歩くための道）があるときは、歩道を歩きます。



(2) 横断の方法

道を渡るときは、信号機がある所や横断歩道、横断歩道橋などを渡ります。

(3) 信号の色の意味

・青色 進むことができます。

・黄色／青色がついたり消えたりする。

車は止まります。／人は横断を始めてはいけません。

・赤色 止まります。

・押しボタン式信号機

ボタンを押して、青色に変わったのを見てから横断します。



(4) 踏切の通り方

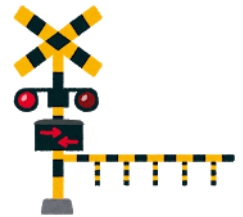
踏切の手前で立ち止まり、左右の安全を確かめます。

踏切では、警報器の音がしているときや遮断器がおり始めたときは、渡ってはいけません。

(5) 夜間に道路を歩くとき

夜、歩くときは、白や黄色などの明るい色の服を着ましょう。

車のライトが当たると光る物を服や靴、かばんに付けたりして、車を運転する人から見えるようにしましょう



1-2 自転車に乗るとき

(1) 自転車の通行ルール

自転車は法律では「車」とおなじです。

自転車は車道を走ります。（車が走る道の一番左）

人と自転車が通る道では、車が走る道に近い所をゆっくり走ります。

夜は、ライトをつけなければなりません。



- ✕ ^{さけ}の酒を飲んだときは^{じてんしゃ}の自転車に乗ってはいけません。
- ✕ ^{だい}1台の自転車に^{ふたり}2人で乗ってはいけません。
- ✕ ^{ほか}他の自転車の^{よこ}横に^{はし}並んで走ってはいけません。
- ✕ ^{かさ}傘をさしたり、^{けいたいでんわ}携帯電話を使いながら^{うんてん}運転してはいけません。



- (2) ^こ子どもは^{へるめつと}ヘルメットをかぶります。
^{おとな}大人の^{じてんしゃ}自転車の^{ようじようざせき}幼児用座席に^{さいい}5歳以下の^こ子どもを乗せるときや、^{さいい}12歳以下の^こ子どもが^{うんてん}自転車を運転するときは、^{へるめつと}ヘルメットをかぶります。

- (3) ^{ほか}その他の^{るーる}ルール
^{じてんしゃ}自転車は「^{じてんしゃおきば}自転車置場」に^お置きましょう。

2 ^{じてんしゃ}自転車の^{ほけん}保険

^{じてんしゃ}自転車で^{じこ}事故を起こした^{とき}時のために「^{じてんしゃほけん}自転車保険」に^{はい}入りましょう。^{ほか}他の^{ひと}人に^{けが}がをさせてしまったときなどに、^{ほけん}保険の^{かいしゃ}会社から^{かね}お金が^で出ます。



3 ^{こうつうじこ}交通事故のとき

- (1) ^{くるま}まず、^{じてんしゃ}車や^{あんぜん}自転車を^{ところ}安全な^と所に^と止めます。
- (2) ^{きゆうきゆうしや}それから、^{けいさつ}救急車や^{でんわ}警察に^{でんわ}電話を^しします。
^{けが}けがをした^{ひと}人がいるときは¹¹⁹119に^{でんわ}電話を^かかけて、^{きゆうきゆうしや}救急車を^よ呼びます。
^{けが}けがをした^{ひと}人がいるときも、^{いない}いないときも¹¹⁰110に^{でんわ}電話を^かかけて、^{けいさつ}警察の^{ひと}人が^{くる}来るまで^ま待たなければなりません。^{でんわ}電話の^{かた}かけ方は^み(P35)を見て^くください。
- (3) ^{びょういん}病院へ^い行きます。
^{じこ}事故の^{だいじょうぶ}ときに^{おも}大丈夫と思っても、^{ほんとう}本当は^{けが}けがをしている^{かも}かもしれません。
^{びょういん}病院へ^い行きましょう。
- (4) 「^{こうつうじこしやうめい}交通事故証明」という^{しよるい}書類を^{もら}もらいます。
^{じてんしゃほけん}自転車保険や^{じどうしやほけん}自動車保険の^{かね}お金を^{もら}もらうときなどに、^{しよるい}この^{ひつよう}書類が^{ひつ}必要です。
^{しんせい}申請の^{てつづ}手続きは、^{じこ}事故の^{とどけ}届出をした^{けいさつしよ}警察署に^き聞いて^くください。

^{ひょうごけん}兵庫県 ^{みき}三木 ^{けいさつしよ}警察署 ☎0794-82-0110



第12章 緊急（急な病気や事故）・災害（台風や地震）



1 緊急（急な病気や事故）のときの電話

1-1 急な病気・けが・火事の場合は119に電話をかける

日本語が分からなくても、通訳の人と一緒に話をすることができます。

(1) 急に病気になったり、けがをしたら

① 119に電話をかけると、オペレーターが「火事ですか。」「救急ですか。」

とたずねるので、「**救急です。**」と言います。

② 救急車（急な病気の人やけがをした人を病院に運ぶ車）に来てもらいたい場所や目印を言います。救急車は無料（0円）です。

③ どこが悪いか症状と年齢を言います。

④ あなたの名前と連絡先（電話番号）を言います。



ホームページで救急車の呼び方を確認することができます。

<https://www.fdma.go.jp/publication/portal/post1.html>

(2) 火事の場合は

① 119に電話をかけると、オペレーターが「火事ですか。」「救急ですか。」

とたずねるので、「**火事です。**」と言います。

② 火事の場所を言います。

③ 何が燃えているか言います

④ 逃げ遅れた人やけがをした人がいるか言います。

⑤ あなたの名前と連絡先（電話番号）を言います。



1-2 事故や事件のときは110に電話をかける

交通事故やどろぼうなどにあつて、警察官にすぐ来てほしいときは、110に電話をかけます。

自分で電話をかけることができないときは、近くにいる人に「**助けてください**」

「**電話をかけてください**」と言います。

110に電話をかけると、オペレーターが次のことを質問するので、落ち着いて、正確に答えてください。

事故のときは「**事故です。**」と言います。どろぼうなどのときは「**事件です。**」

と言います。

- ① いつ、どこで、何があったかを言います。
- ② あなたの名前と連絡先（電話番号）を言います。
- ③ 事故の相手や犯人の性別（男の人か女の人か）、人数、年齢（何歳ぐらい）、服装などを言います。
- ④ けがをしている人がいたら、その人について説明します。性別、年齢、どんなけがが言います。



2 災害（台風や地震）

2-1 安全のために準備する

- (1) 3日から1週間ぐらいの食べ物や水、電池、携帯ライトを準備します。
- (2) 逃げるときに持って行く物を入れる袋（非常持ち出し袋）を準備します。
- (3) どこが危険な場所か、どこに逃げたらいいか「ハザードマップ」をチェックします。
 - ※ ハザードマップは、災害が起こる危険がある場所や避難場所が書いてある地図です。
 - ※ 避難場所は、災害から身を守るために、一時的に避難する場所や施設のことで、<https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/3/8213.html>
- (4) 住んでいる地域で「防災訓練、避難訓練」に参加します。安全に逃げる練習や、火を消す練習をします。安全や危険について勉強できます。
- (5) 家の近くに住んでいる人に、「もし、地震などがあったときに、いろいろ教えてください」といって、お願いしておきます。

○ 「安全・安心のまち「三木市」へようこそ」

これは自然災害から身を守る「防災」に関するチラシです。ホームページを見てください。（英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国語）

<https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/14/26155.html>

○ 「子どもと親の防災ガイドブック 家族を守る10のポイント」

7つの自然災害（地震、津波、台風、大雨・洪水、土砂災害、雷、竜巻）の日ごろの備えや避難時の注意事項がまとめてあります。

<https://www.hyogo-ip.or.jp/torikumi/tabunkakyose/guidemap.html>



2-2 情報を調べる

(1) ひょうご防災ネット・ひょうごEネット (Hyogo Emergency Net)

緊急情報（地震情報、津波情報、気象情報）、避難情報等を発信するシステムです。

登録者には、兵庫県や三木市からの緊急情報や地震情報・津波情報・気象情報をメールで送信します。

<https://bosai.net/>



(2) 「Safety tips」

地震や大雨情報がわかるスマートフォンのアプリです。

○Android:

<https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.co.rcsc.safetyTips.android>

○iPhone:

<https://apps.apple.com/jp/app/safety-tips/id858357174>

(3) 地震や大雨の情報を見ることができます。

<https://www.jma.go.jp/jma/kokusai/multi.html>



2-3 安全な場所に移動（避難）する

(1) 災害が発生しそうな場合は、すぐに安全な場所に移動（避難）します。

安全な場所がわからないときは、日本人に「どこに逃げたらいいですか？」と聞きます。

いつ逃げたらいいかわからないときは、「逃げるときを教えてください。」といえます。

両方の手を使うことができるように、リュックサックなどに必要な物を入れて持って行きます。

ガスやストーブの火を消して逃げます。



(2) 避難場所（台風や地震のとき、逃げる所）

三木市では、台風や地震、洪水などのとき、逃げる所を決めています。

公民館やコミュニティセンターです。あなたの家から一番近い所と、行き方を調べてください。わからないときは、市役所の危機管理課に聞いてください。

三木市役所 危機管理課 ☎0794-82-2000

ちく地区	ひなんしせつ 避難施設	でんわ 電話 ☎
みき 三木	みきしちゅうおうこうみんかん 三木市中央公民館 Mikishi Chuo community center	0794-82-2007
	ふくいこみゆにていせんたー 福井コミュニティセンター Fukui community center	0794-82-7300
みきみなみ 三木南	みきみなみこうりゅうせんたー 三木南交流センター Miki minami koryu center	0794-83-1710
べっしょ 別所	べっしょちょうこうみんかん 別所町公民館 Besshocho community center	0794-82-0072
しじみ 志染	しじみちょうこうみんかん 志染町公民館 Shijimicho community center	0794-87-3814
ほそかわ 細川	ほそかわちょうこうみんかん 細川町公民館 Hosokawacho community center	0794-86-2059
くちよかわ 口吉川	くちよかわちょうこうみんかん 口吉川町公民館 Kuchiyokawacho community center	0794-88-0004
じゅう おか 自由が丘	じゅう おかこうみんかん 自由が丘公民館 Jiyugaoka community center	0794-85-4700
みどり おか 緑が丘	みどり おかちょうこうみんかん 緑が丘町公民館 Midorigaokacho community center	0794-85-7011
あおやま 青山	あおやまこうみんかん 青山公民館 Aoyama community center	0794-87-1300
よかわ 吉川	よかわちょうこうみんかん 吉川町公民館 Yokawacho community center	0794-72-1577

2-4 いろいろな災害^{さいがい}

(1) 台風・大雨^{たいふう おおあめ}

- ・台風が来たら、強い風が吹いて危ないから、外には出ません。
- ・波が高くなったり川の水が増えて危ないから、海や川の近くに行きません。
- ・土砂が崩れたら危ないから、山やがけの近くに行きません。
- ・洪水（川の水が増えてあふれる）や土砂災害（山やがけが崩れる）が起こることがあります。どこが危険か、どこへ逃げたらいいかをハザードマップでチェックします。



- 洪水や土砂災害が起こる危険がある場所にいる場合は、安全な場所に逃げます。

(2) 地震

日本は地震の多い国です。地震が来る前に、部屋の中にある棚やタンスが倒れないようにして、部屋の中を安全にします。



○ 建物の中にいるとき

- テーブルの下に入ります。上から物が落ちてきたり、棚が倒れたりして危ないです。
- 揺れが止まったら、ガスやストーブの火を消します。
- 地震でストーブが倒れると部屋の中で火事になります。自分で消すことができる場合は、消火器具などで消します。
- 外に逃げる前に、ブレーカーなどのスイッチを「切 (OFF)」にして、電気を切ります

○ 外にいるとき

- かばんなどで頭が落ちてこないようにして、安全な場所に逃げます。
- 地震のとき、電車やバスが止まることがあります。急いで帰らないで、安全な場所でしばらく待っています。たくさんの方が同じ時間に帰るので、駅や道が混んで危険です。

○ 車を運転しているとき

- ゆっくりと道の左側に車を止めて、エンジンを止めます。
- ドアにかぎをかけないで、車にかぎをつけたままにして外に逃げます。

○ 海や川の近くにいるとき

- 海で大きな地震があったら、津波がくるかもしれません。海や川から遠く離れて、高い場所に行きます。
- テレビやインターネットで津波などの情報を調べます。
- わからないときは、日本人に「津波は大丈夫ですか?」と聞きます。

○ 逃げるにとき

・安全な場所あんぜん ばしよがわからないときは、日本人にほんじんに「どこどこに逃げたらいいですか？」と聞ききます。

・崖がけの近ちかくに行きません。崖がけが崩くずれるかもしれません。

・津波つなみの危きけん険けんがあるときは、海うみや川かわから遠とおく離はなれて、高たかい場ばしよ所に逃にげます。

○ 地震じしんのあと

火ひはつけません。ガスマが すかんンこわが壊へれて、部へ屋やの中なかにガスマが すが漏もれているかもしれ

ません。

(3) 家族かぞくや友とも達だちに連れん絡らくしたい

地震じしんなどで電でん話わがつかながらないときは、電でん話わ会が社いのサさービースすをリりョウりょうします。

わからないときは、日本人にほんじんに「伝でん言ごんダイだヤいルのいヤやルるのかけ方かたを教おえてくくだささい」といいいます。

○ 災さい害がい用よう伝でん言ごんダイだヤいルる (NTT)

171でんに電でん話わをかけて、メめッっセージいを入いれたり聞きいたりするこことがでできま

す。

NTT東日本ひがしにほん <https://www.ntt-east.co.jp/saigai/voicel71/>

NTT西日本にしにほん <https://www.ntt-west.co.jp/dengon/>

○ 災さい害がい用よう伝でん言ごん版ばん (Web171)

パぱソそコこんンんやスすマまーとフふォおんで文もジじのメめッっセージいを入いれるこことがでできます。

<https://www.web171.jp/web171app/topredirect.do>

○ 災さい害がい用よう伝でん言ごん板ばんサさービースす (携けいたい電でん話わ)

携けいたい電でん話わの会かい社しゃにもメめッっセージいサさービースすがああります。

NTTドどコこモ <http://degon.docomo.ne.jp/top.cgi> (日に本ほん語ご版ばん)

<http://degon.docomo.ne.jp/Etop.cgi> (英えい語ご版ばん)

KDDI (au) <http://degon.ezweb.ne.jp/>

ソそフふトとバばンんクく／ワわイいモもバばイいル <http://degon.softbank.ne.jp/>

(4) 「避難情報」と「警戒レベル」

災害のとき、テレビなどによく見たり、聞いたりすることばです。

避難情報

避難（安全な場所に移動すること）についての情報です。



- ・避難する準備をします。
- ・お年寄りや子ども、避難するのに時間がかかる人などは避難します。



- ・みんな安全な場所に避難します。



- ・災害の危険が高い
- ・みんな安全な場所にすぐ避難しなければなりません。

警戒レベル

津波以外の水の災害や土砂災害が起こる危険レベルと避難（安全な場所に移動すること）についての情報です。



- ・雨や川の情報をテレビやインターネットで調べます。



- ・どこにどうやって避難するか調べます。



- ・お年寄りや子ども、避難するのに時間がかかる人などは避難します。



- ・みんな安全な場所に避難します。



- ・災害が起こっています。大切な命を守ってください。

三木市について



三木市は、兵庫県にある人口74,000人くらいの歴史と文化、緑あふれる町です。

古くから「金物のまち」として知られ、神戸市の隣にあります。市内には、山陽自動車道・中国自動車道・舞鶴若狭自動車道が通っているととても便利なところですよ。

三木市の有名なものは、「三木金物」と酒米の「山田錦」と「ゴルフ場」です。「三木金物」というのは、家を建てるときに使う道具のことです。酒米の「山田錦」というのは、お米の種類で、この「山田錦」を

使って日本酒を造ると大変おいしいお酒ができます。また、三木市はゴルフ場が西日本でいちばん多いです。

人口 74,000人 (2023年12月31日)

面積 176.51 km²

市町村合併 2005年10月24日、吉川町と合併

特産品 三木金物、酒米「山田錦」、ぶどう

観光 三木ホースランドパーク、金物資料館、山田錦の館

吉川温泉「よかたん」、三木山森林公園、道の駅みき

イベント 三木金物まつり、みっきい夏まつり、みっきいふれあいマラソン

山田錦まつり、別所公春まつり、三木市レディースゴルフトーナメント



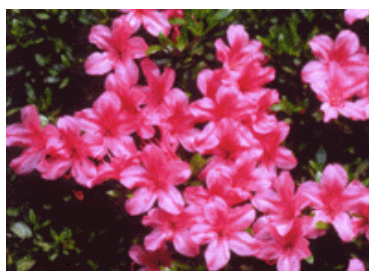
三木市のマーク

「木」または「キ」を三つ合わせたハートの形です。三つの方向から見たら同じ形です。天・地・人、三つの意味を考えています。

市の旗



市の花 さつき



市の木 松





金物と酒米とゴルフのまち三木

はっ こう
発行

れいわ ねん ねん
令和6年(2024年)

み き し し み ん せ い か つ ぶ し み ん き ょ う だ ん かい
三木市 市民生活部 市民協働課

〒673-0492

み き し じ ゅ うえ ま る ち ょ う ぼ ん ぐ ー
三木市上の丸町10番30号

☎0794-82-2000